

# 介護職員等特定処遇改善加算算定に関する取り組み

社会福祉法人 コクーン

## 1. 介護職員等特定処遇改善加算の算定

当法人では、介護福祉士をはじめ職員の処遇改善を図り、人材確保及び離職防止に繋げるため、令和2年4月より下表の通り当該加算の算定を開始しております。

事業所名	加算区分	算定開始日
特別養護老人ホーム コクーン	加算Ⅰ	令和2年4月1日
ショートステイ コクーン	加算Ⅰ	令和2年4月1日
デイサービスセンター コクーン	加算Ⅰ	令和2年4月1日

## 2. 職場環境等要件についての取り組み

分類	取り組み内容
資質の向上	(1) 当施設在職中に介護福祉士資格取得を目指す職員に対して、実務者研修の受講支援(研修費用の援助、勤務シフトの調整)をしております。
	(2) 喀痰吸引や認知症ケア等より専門性の高い介護技術資格取得を目指す職員に対して、研修の受講支援(研修費用の援助、勤務シフトの調整)をしております。
	(3) 中堅職員(主任・副主任等)に対して、マネジメント研修の受講支援(研修費用の援助、勤務シフトの調整)をしております。
	(4) 研修修了や資格取得した職員に対して、人事考課を踏まえた昇格・昇給を実施しております。
労働環境・処遇の改善	(1) 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減を図るため、介護ロボットやリフト等の介護機器等を導入しております。
	(2) 子育てとの両立を目指す職員に対して、産休・育休体制を整備しております。
	(3) 介護を必要とする家族を抱える職員に対して、介護休業体制を整備しております。
	(4) 施設内禁煙や年次健康診断の実施、高ストレスを抱える職員に対する産業医との面談設定等、職員の健康管理体制を整備しております。
その他	(1) 職員の勤務状況や勤務評価、施設の運営状況を勘案し、非正規職員から正規職員への転換を実施しております。
	(2) 介護要員の確保を施設の重点課題として掲げ、職員の増員による業務負担の軽減を目指しております。